

第6回土壌制度小委員会に対する意見



令和7年6月30日

全国中小企業団体中央会

◇意見・要望

1. 健康リスクに応じた試料採取等調査について

- 資料10頁論点において、『土壌汚染による健康リスクが無いと考えられる場合において、試料採取等調査を一律に義務づけないスキームを検討』とあり、その代替手段として『地下水モニタリングを義務づける』されている。
- 13頁～15頁で示されている地下水モニタリングの想定イメージでは、複数回のモニタリングが必要とされ、評価の長期化などが想定される。
- 調査としての過剰感があり、事業者にとって大きな負担感を感じさせる。

<要望事項>

- 合理化策として地下水モニタリングによる管理基準を導入する際には、事業者の負担感に配慮して行うべき。
- 飲用井戸の把握等に時間を要する場合には、合理性の観点から地下水モニタリングではなく別の手段で調査を行うべきではないか。
- 井戸の把握には行政機関の情報を利用できる仕組みを整備し、調査がスムーズに行うことが出来るよう行政機関の協力体制を構築すべき。
- 健康リスクが無いのであれば、試料採取も地下水モニタリングも不要とする制度設計が可能ではないか。

2. 資料40頁汚染情報に係る調査契機について

- 40頁の『論点に係る方向性』に記載されている通り、事業承継時や土地所有者の変更時に必要な情報の継承義務を負担することは必要と考える。
- 鍍金事業者、クリーニング事業者は、水濁法の規程に基づき、事業開始時に自治体に対し『有害物質使用特定施設の届出』を提出している。

<要望事項>

- 当該届出に加えて、土壤汚染関連の届出を提出することは、行政・事業者両者への負担が大きい。既存の水濁法の届出様式と合わせて行うなど、手続きの合理化が出来ないか。
- 事業者が作成した情報の収集、管理は特定の行政機関が一元的に行う等、事業者・行政の土壤汚染対策の役割分担を明確化したほうが効率的ではないか。
- 有害物質に関する情報の収集において、事業者側で把握出来ない場合は、行政が管理、保有している水濁法等の有害物質に係る届出等情報の開示をお願いしたい。